

健康福祉委員会資料

1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

(10) 議案第103号 川崎市消防手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

資料1 新旧対照表

令和元年6月5日
消 防 局

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>○ 川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 (手数料)</p> <p>第3条 手数料は、別表に定める区分に応じ、当該別表に定める額を徴収する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 (以下「設置の許可」という。)の申請に対する審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">製造所 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯蔵所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10以下のもの</td> <td>1 件につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10を超え50以下のもの</td> <td>1 件につき 26,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が50を超え100以下のもの</td> <td>1 件につき 39,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が100を超え200以下のもの</td> <td>1 件につき 52,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が200を超えるもの</td> <td>1 件につき 66,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 (略)		2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 (以下「設置の許可」という。)の申請に対する審査		製造所 (略)		貯蔵所		屋内貯蔵所		指定数量の倍数が10以下のもの	1 件につき 20,000円	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1 件につき 26,000円	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1 件につき 39,000円	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1 件につき 52,000円	指定数量の倍数が200を超えるもの	1 件につき 66,000円	<p>○ 川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 (手数料)</p> <p>第3条 手数料は、別表に定める区分に応じ、当該別表に定める額を徴収する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 (以下「設置の許可」という。)の申請に対する審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">製造所 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯蔵所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内貯蔵所</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10以下のもの</td> <td>1 件につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10を超え50以下のもの</td> <td>1 件につき 26,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が50を超え100以下のもの</td> <td>1 件につき 39,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が100を超え200以下のもの</td> <td>1 件につき 52,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が200を超えるもの</td> <td>1 件につき 66,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 (略)		2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 (以下「設置の許可」という。)の申請に対する審査		製造所 (略)		貯蔵所		屋内貯蔵所		指定数量の倍数が10以下のもの	1 件につき 20,000円	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1 件につき 26,000円	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1 件につき 39,000円	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1 件につき 52,000円	指定数量の倍数が200を超えるもの	1 件につき 66,000円
区分	金額																																												
1 (略)																																													
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 (以下「設置の許可」という。)の申請に対する審査																																													
製造所 (略)																																													
貯蔵所																																													
屋内貯蔵所																																													
指定数量の倍数が10以下のもの	1 件につき 20,000円																																												
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1 件につき 26,000円																																												
指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1 件につき 39,000円																																												
指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1 件につき 52,000円																																												
指定数量の倍数が200を超えるもの	1 件につき 66,000円																																												
区分	金額																																												
1 (略)																																													
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可 (以下「設置の許可」という。)の申請に対する審査																																													
製造所 (略)																																													
貯蔵所																																													
屋内貯蔵所																																													
指定数量の倍数が10以下のもの	1 件につき 20,000円																																												
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1 件につき 26,000円																																												
指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1 件につき 39,000円																																												
指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1 件につき 52,000円																																												
指定数量の倍数が200を超えるもの	1 件につき 66,000円																																												

改正後		改正前	
屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。）		屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。）	
指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 20,000円	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 20,000円
指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件につき 26,000円	指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件につき 26,000円
指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件につき 39,000円	指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件につき 39,000円
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1件につき 570,000円	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1件につき 570,000円
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 880,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 880,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,070,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,070,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,200,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,200,000円

改正後		改正前	
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,520,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,520,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,780,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,780,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,070,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,070,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,340,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,340,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,490,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,490,000円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,180,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,180,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,410,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,410,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,590,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,580,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル	1件につき 1,950,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル	1件につき 1,940,000円

改正後		改正前	
未満のもの		未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,270,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,260,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,550,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,550,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,820,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,820,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 7,070,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 7,070,000円
屋内タンク貯蔵所	1件につき 26,000円	屋内タンク貯蔵所	1件につき 26,000円
地下タンク貯蔵所		地下タンク貯蔵所	
指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 26,000円	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 26,000円
指定数量の倍数が100を超えるもの	1件につき 39,000円	指定数量の倍数が100を超えるもの	1件につき 39,000円
簡易タンク貯蔵所	1件につき 13,000円	簡易タンク貯蔵所	1件につき 13,000円
移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び給油タンク車を除く。）	1件につき 26,000円	移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び給油タンク車を除く。）	1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所又は給油タンク車	1件につき 39,000円	積載式移動タンク貯蔵所又は給油タンク車	1件につき 39,000円
屋外貯蔵所	1件につき 13,000円	屋外貯蔵所	1件につき 13,000円
(以下略)		(以下略)	